

(別紙)

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
かんしょ生産性向上緊急支援事業

【審査基準：でん粉原料用かんしょ産地対策事業】

- ・ 本事業における審査項目（採点基準）及びポイントは下表のとおりとする。
- ・ 応募者ごとに採点（ポイント化）し、補助金等交付候補者を選定する。
- ・ 審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、過去3カ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募者については採択しないものとする。

審査項目	評価の観点	ポイント配分 (満点)
1 成果目標ポイント	<p>現状に対する成果目標の高さに応じてポイントを付与。 以下の成果目標の中から1つ以上選択することとし、複数選択した場合には、最も高いポイントを採用する。</p> <p>【特別加算ポイント】 2つ以上の成果目標を設定した場合においては、その目標数に応じて以下のポイントを加算</p> <p>設定する成果目標の数 2つ・・・1ポイント加算 3つ・・・2ポイント加算 4つ・・・3ポイント加算</p> <p>・ 作付面積を1%以上増加 10%以上・・・・・・10ポイント 8%以上10%未満・・・・・・8ポイント 6%以上8%未満・・・・・・6ポイント 4%以上6%未満・・・・・・4ポイント 1%以上4%未満・・・・・・2ポイント</p> <p>・ 10a 当たりの労働時間を10%以上削減 20%以上・・・・・・10ポイント 17.5%以上20%未満・・・・・・8ポイント 15%以上17.5%未満・・・・・・6ポイント</p>	10 ポイント + 3ポイント

	<p>12.5%以上 15%未満 4 ポイント 10%以上 12.5%未満 2 ポイント</p> <p>・ 10 アール当たり収量を 2 %以上増加 10%以上 10 ポイント 8 %以上 10%未満 8 ポイント 6 %以上 8 %未満 6 ポイント 4 %以上 6 %未満 4 ポイント 2 %以上 4 %未満 2 ポイント</p> <p>・ 3月植え及び4月植えの作付面積を 1 %以上増加 10%以上 10 ポイント 8 %以上 10%未満 8 ポイント 6 %以上 8 %未満 6 ポイント 4 %以上 6 %未満 4 ポイント 1 %以上 4 %未満 2 ポイント</p>	
2 加算 ポイント		
①でん粉原料用かんしょの面積規模	<p>・ 受益地区におけるでん粉原料用かんしょの作付面積の割合が 30%以上であること。 50%以上 3 ポイント 40%以上 50%未満 2 ポイント 30%以上 40%未満 1 ポイント</p>	3 ポイント
②新品種の早期普及への取組	<p>・ 事業の内容の 1 「新品種の早期普及」を実施する場合。</p>	3 ポイント
③生分解性マルチによる環境対策及び省力化の取組	<p>・ 事業の内容 4 「生分解性マルチの導入促進」を実施する場合において、作付面積のうち生分解性マルチの栽培面積が占める割合が 4 %以上であること。 10%以上 3 ポイント 7 %以上 10%未満 2 ポイント 4 %以上 7 %未満 1 ポイント</p>	3 ポイント

<p>④ でん粉原料用かんしょの収穫作業の効率化</p>	<p>・事業の内容5「かんしょ生産省力機械の導入促進」における導入対象機械に、でん粉原料用かんしょ収穫用ハーベスタが含まれる場合において、でん粉原料用かんしょの作付面積割合が総受益面積の30%以上であること。</p> <p>50%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 40%以上 50%未満・・・・・・・・ 2ポイント 30%以上 40%未満・・・・・・・・ 1ポイント</p>	<p>3ポイント</p>
<p>⑤ みどりの食料システム法の計画認定について</p>	<p>・事業実施主体の構成員が、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画のいずれかの認定を受けている場合又は令和5年度までに認定を受ける見込みがある場合。</p>	<p>3ポイント</p>
<p>⑥ 地域計画の計画認定について</p>	<p>・事業を実施する地域において、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。）が策定されている場合又は策定に向けた協議が実施され策定が見込まれている場合。</p>	<p>3ポイント</p>